2　権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4　両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む。）ができる。

5　(a)　一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b)　当該一方の締約国の権限のある当局が他方の締約国の権限のある当局に対して当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意に関する通信があった日の後四十五日以内又は両締約国の権限のある当局が特定の事案について合意したそれより長い期間内に、一方の締約国の権限のある当局に対し、当該仲裁決定を実施する合意を受け入れないことを通知する場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

6　5の規定の適用上、

(a)　両締約国の権限のある当局は、仲裁の要請が行われた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。

(b)　仲裁のための委員会は、次の規則に従って設置される。

(i)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する個人である三人の仲裁人により構成される。

(ii)　各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人（いずれかの締約国の国民であることを要しない。）を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii)　いずれの仲裁人も、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、及び仲裁の要請が行われた事案にこれまでいかなる資格においても関与した者であってはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、及びいずれの締約国によっても雇用されたことがあってはならない。

(iv)　両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、次条2及び両締約国の法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v)　各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人の費用及び自国の費用を負担する。第三の仲裁人の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c)　両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。

(d)　仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii)　仲裁決定は、5若しくはこの6の規定又はaの規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれかの締約国の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によって無効とされる場合には、仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（b(iv)及びvの規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。

(e)　仲裁のための委員会がある事案の決定を両締約国の権限のある当局及び当該事案について仲裁の要請を行った者に対して送付するまでに当該事案が次のiから(iii)までの規定のいずれかに該当することとなる場合には、当該事案に関するこの条に基づく手続は、終了する。

(i)　両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii)　当該者が仲裁の要請を撤回する場合

(iii)　仲裁手続中に、当該事案についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(f)　仲裁の要請が行われた事案について訴訟又は審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であって当該事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げないときは、当該事案に関する仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者により受け入れられなかったものとする。この場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(g)　5及びこの6の規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

第二十六条　情報の交換

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。